

# 平成 22 年度 製表関係参考資料

平成 23 年 6 月

独立行政法人統計センター

## 目 次

### 【製表業務の概要】

1 統計調査の製表業務の体系	2
2 製表の企画設計・準備事務	2
3 製表事務	3

### 【統計調査等の概要】

#### 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表

第1 国勢調査の概要	8
第2 住宅・土地統計調査の概要	9
第3 就業構造基本調査の概要	10
第4 全国消費実態調査（全国単身世帯収支実態調査を含む。）の概要	11
第5 社会生活基本調査の概要	12
第6 経済センサス - （基礎調査・活動調査）の概要	13
第7 労働力調査の概要	14
第8 小売物価統計調査の概要	15
第9 家計調査の概要	16
第10 個人企業経済調査の概要	17
第11 科学技術研究調査の概要	18
第12 サービス産業動向調査の概要	19
第13 家計消費状況調査の概要	20
第14 住民基本台帳人口移動報告の概要	21

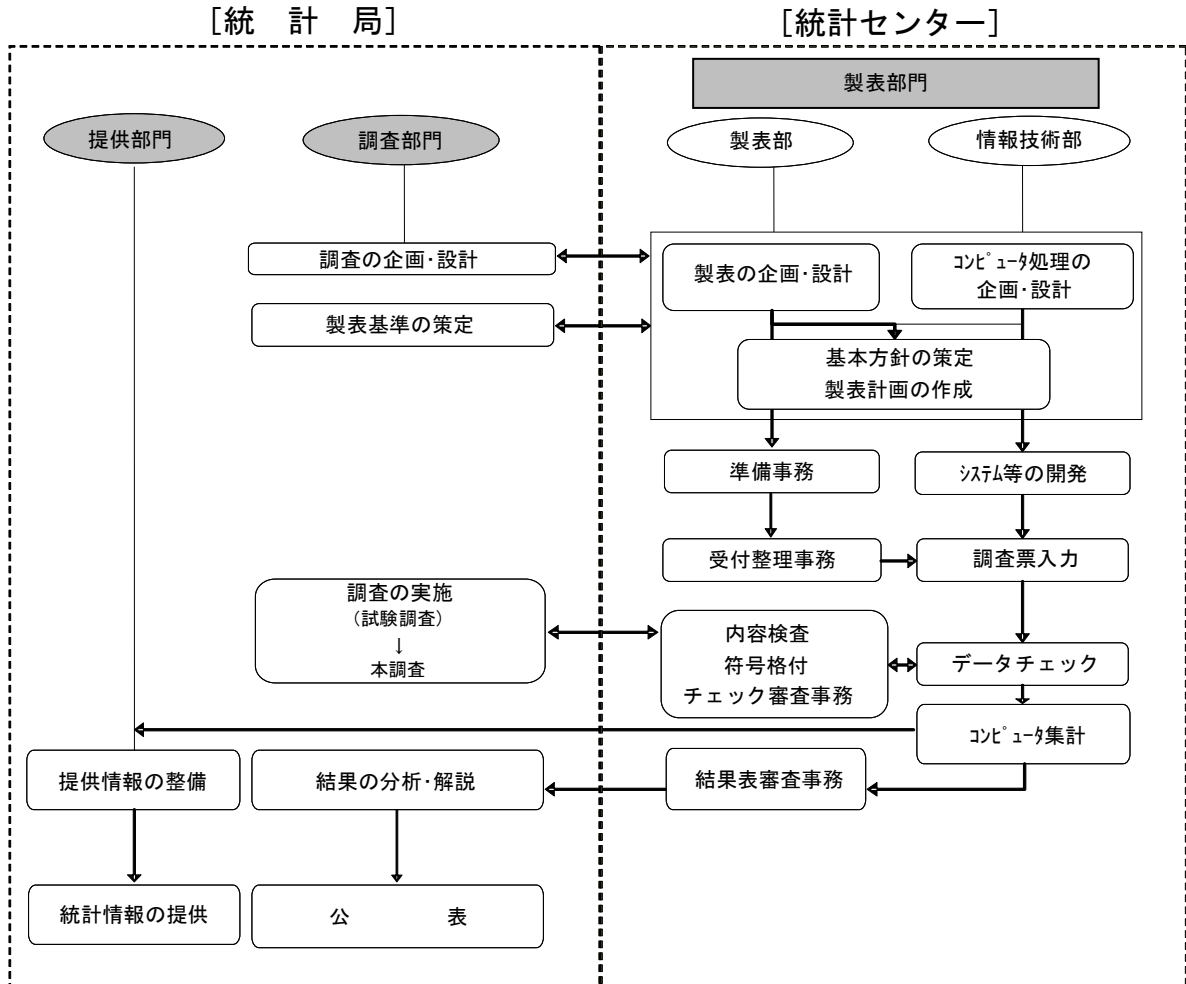
#### 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

第1 社会生活統計指標の概要	24
第2 推計人口の概要	25
第3 事業所母集団データベースの整備（商業・法人登記簿に設立等の登記を行った法人）の概要	26
第4 オーダーメイド集計の概要	27
第5 匿名データの作成及び提供の概要	28
第6 統計データアーカイブの運営の概要	29
第7 政府統計共同利用システムの運用管理の概要	30

# 製表業務の概要

## 1 統計調査の製表業務の体系

統計局が実施する統計調査の標準的な製表業務の体系は、次のとおりである。



## 2 製表の企画設計・準備事務

統計調査の製表を行うに当たっては、製表業務を“統一かつ正確・迅速に処理する”ことを目標として、調査の企画段階から調査部門と製表部門があらかじめ調査の内容や公表時期などの確認を行った上で、製表業務の方針を決定するとともに、具体的な事務内容、事務日程等を定めた製表計画を作成し、万全の実施環境・体制を整える。

また、準備事務として、製表事務を円滑に実施できるように事務室の確保や必要となる用品などを用意するとともに、事務処理方法を明示した事務手続（マニュアル）等の作成、業務研修の計画・実施などを行う。

### (1) 検討体制の整備

統計局等（調査部門）と統計センターの製表部及び情報技術部（製表部門）との

関係各課で検討体制を整えるため、調査ごとに連絡会や製表プロジェクトなどを設置する。ここでは、製表事務全般にわたる事務スケジュール、事務内容、事務分担などについて広範な検討を行う。

## (2) 製表の基本方針の策定

統計局等から示される集計上の基本事項などを定めた製表基準書を踏まえ、製表方法、外部資源の利用、品質管理その他製表事務の効率化・合理化策などの検討を行い、製表事務の概要、製表に必要な要員（製表要員）の概数及び製表スケジュールなど、製表事務の全体像を明らかにした製表の基本方針を策定する。

## (3) 製表計画の作成

製表の基本方針に基づき、具体的な製表内容・方法を定めた製表計画を作成する。作成に当たっては、製表基準書及びその付属資料を詳細に分析するとともに、過去の事務処理方法・評価などを基に、製表事務の各段階における仕組みや方法について詳細に検討を行う。また、製表要員を算出して事務区分別のスケジュールを定める。

### 〔基本数の把握〕

製表事務の各段階において、製表要員数、製表期間を算出するために必要不可欠なものが各統計調査の基本数である。

基本数には、調査対象数、調査区数、調査票枚数、調査書類の箱数、エラーデータ等の件数、結果表数などがある。

このうち、基本数をあらかじめ正確に把握することが困難なものについては、前回実績に対する調査対象数の増減率、他の類似調査の傾向及び最新の統計資料から推計を行う。基本数の推計値が、実際の数値と大きく異なると、集計期限に影響を及ぼすこともあるため、より精度の高い推計値を求めるよう努めている。

## (4) 製表事務手続等の作成

製表方法やコンピュータ処理の方法、PCを活用した製表システムの内容、事務の連絡体制などの事務内容を具体的に示す製表事務手続やデータ訂正システム仕様書などの各種書類を作成する。

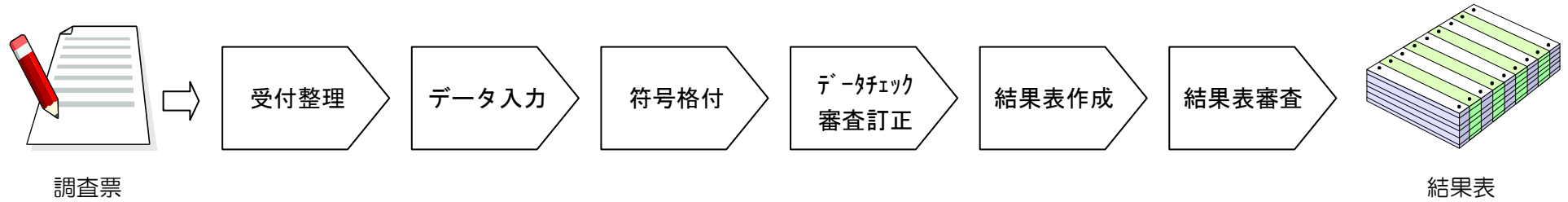
## (5) システム開発

コンピュータ処理に必要な各種のシステムを開発する。開発するシステムは、統計調査の特質、製表の方法などによって異なるが、一般的には、調査票の記入内容の誤りの検出や訂正を行うデータチェックシステム、結果表を作成するサマリーシステム、符号格付のための符号格付システムや業務進捗を管理する進行管理システムなどがある。

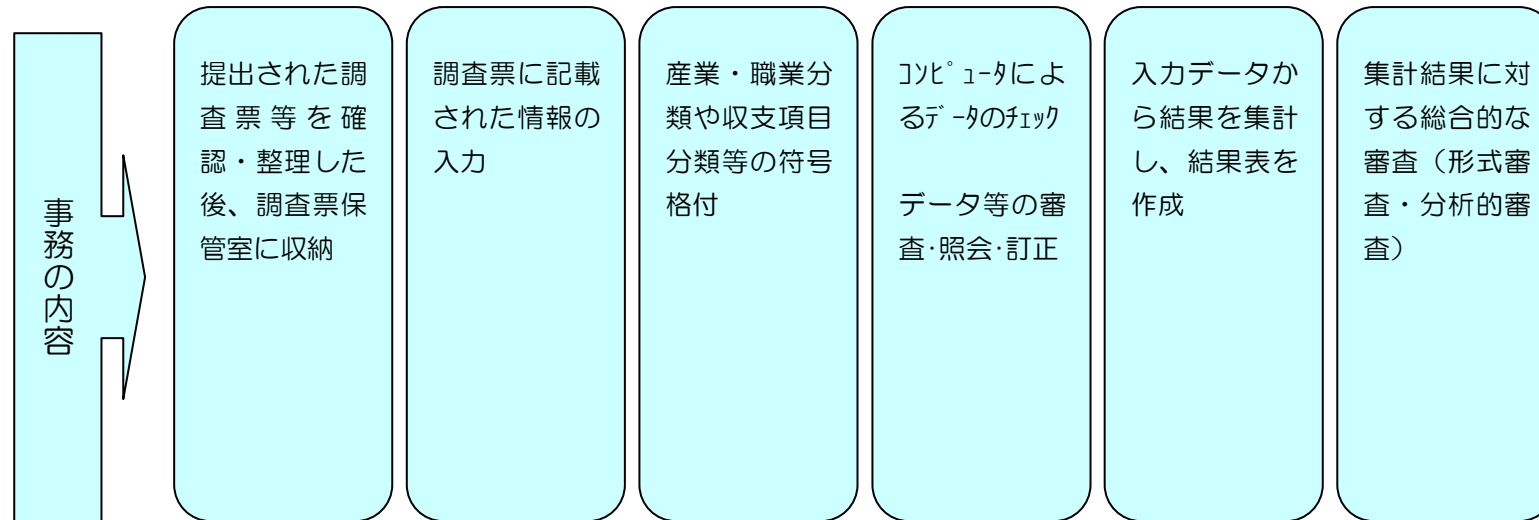
## 3 製表事務

標準的な製表事務の流れは、次のとおりである。

## 製表事務の流れ



4



### (1) 受付整理事務

受付整理事務は、提出された調査票等関係書類（磁気テープやMOなどの電磁媒体を含む。）に提出漏れや重複がないか、その種類と数量の確認を行う。また、電磁媒体の場合には、ウィルスチェック、リードチェック、レコード数の確認を行う。

さらに、調査票類をその後の製表事務（データ入力事務や符号格付事務など）において、効率よく利用するために整理して専用の保管室に収納する。

### (2) データ入力

データ入力には、OCR（光学式文字読取装置）で入力する方式と人手によりデータエントリで入力する方式、最近では、オンライン調査による電子調査票のデータを取り込む方式がある。

### (3) 符号格付事務

統計調査の集計では、統計表の表章に用いるため、調査票に記入された内容を産業分類・職業分類、収支項目分類などの分類基準に従って分類し、コードを付与する必要がある。

この事務には、①PC画面上に表示される調査票イメージデータを見ながら分類符号を直接入力する方法（現在最も利用されている方法）、②調査票を見ながらPC画面上で分類符号を直接入力する方法（家計調査の家計簿などがこの方法）、また、コンピュータによるオードコーディング（自動格付）がある。

### (4) データチェック審査事務

データチェック審査事務は、コンピュータによるデータチェックの結果、検出されたエラーデータ等について審査・訂正などを行う事務である。

調査項目のエラーデータ等は、PC画面等に表示し審査している。

なお、コンピュータチェックで検出したエラーデータ等には、当該項目のみの誤りの場合と、項目間の関連で矛盾が生じた場合がある。

#### ア データチェック

入力データに存在する記入漏れ、記入誤り、記入内容の矛盾などをデータチェックシステムにより検出し、出力する。

#### イ データの審査

データチェックで検出したエラーチェック符号（エラーの種類等を識別する符号）や補定処理の結果を基にデータの審査を行う。データの審査や訂正については、統計センターにおいて事務処理方法等を詳細に示した事務手続に従って行っている。

最近では、PC画面に表示したデータチェック結果と調査票イメージデータを基に、審査を行う方法が多く採用されている。

#### ウ データの訂正

審査の結果データの訂正が必要となった場合は、PC画面上に当該データを表

示し、訂正を行う。

なお、データの審査をPC画面上で直接行っている場合は、審査と同時に訂正データの入力も行う。

#### (5) 結果表の作成

データチェック審査事務が完了したデータを用いてサマリーシステムにより結果の集計を行う。その後、Excelを用いて事前に作成した結果表様式とマッチングし、最終的な結果表を作成する。

#### (6) 結果表審査事務

結果表審査事務は、製表業務の最終成果物としての統計表について、正確性や妥当性などの観点から、各種審査資料を用いて審査を行うものである。

審査は、形式審査と分析的審査とがある。

形式審査では、コンピュータにより、結果表の表内検算や表間照合などによる結果数値の整合性の審査を行うほか、結果表が所定の様式どおりになっているかを人手で確認するなど結果表の様式に関する審査を行う。

分析的審査では、過去の当該調査結果との数値比較による妥当性（時系列審査）や他の統計調査の結果数値との比較による妥当性（関連統計比較審査）を検証するほか、結果数値が社会情勢を反映したものとなっているかなど様々な観点から審査を行い、結果数値を客観的・総合的に評価し、妥当性を検証する。

#### (7) 調査結果の提供用データの作成

統計調査の結果は、調査部門における公表と同時に、国、地方公共団体、民間（非営利団体を通じて）に対して、インターネットや電磁媒体など多様な形で提供されるため、提供用データの作成（結果データの編集）は、公表前に行っている。



# 統計調査等の概要

国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表

## 第1 国勢調査の概要

### 1 調査の概要

国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、5年ごとに実施されている。

調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供している。また、国民の生活設計、企業の事業計画、学術研究機関の実証研究など、社会経済の発展を支える基盤となる統計を提供しているほか、個人・世帯を調査対象として社会経済の実態をとらえる標本調査の標本抽出のためにも活用され、公的統計の体系整備に不可欠な情報を提供している。

### 2 製表の概要

平成22年国勢調査の集計は、人口速報集計（人口及び世帯数）、1%抽出調査票を用いた抽出速報集計（全調査事項に係る主要な結果）、全数調査票を用いた人口等基本集計（人口、世帯、住居に関する結果等）、産業等基本集計（労働力状態、産業別構成結に関する結果等）、職業等基本集計（職業別構成等）及び抽出詳細集計（産業・職業別構成の詳細な結果）に区分されている。このほか、従業地・通学地集計、人口移動集計及び町丁・字別等による小地域集計がある。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第1表のとおりである。

第1表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査区数	約1,008,000 調査区
基本単位区数	約1,850,000 単位区
調査対象数 世帯数 人口	約51,000,000 世帯 約127,000,000 人
調査票枚数	約58,000,000 枚
調査票ケース数	約219,000 ケース
輸送箱数	約88,000 箱

## 第2 住宅・土地統計調査の概要

### 1 調査の概要

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その状況と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的として5年ごとに実施している。

調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

平成20年住宅・土地統計調査の集計は、速報集計、確報集計及び追加集計に区分されている。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、チェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第2表のとおりである。

第2表 集計基本数

区 分	基 本 数
住戸・世帯数	約3,500,000 世帯
調査単位区数	約210,000
調査票枚数	約4,210,000 枚
調査票ケース数	約18,700 ケース
輸送箱数	約6,300 箱

### 第3 就業構造基本調査の概要

#### 1 調査の概要

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査の結果は、職業能力開発計画等、政府における各種労働関連施策の策定や、行政機関及び民間研究機関等における就業構造の現状分析に用いられるほか、国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数や雇用者数の算出の基礎資料として利用されている。

#### 2 製表の概要

平成19年就業構造基本調査の製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

#### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第3表のとおりである。

第3表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査区数	約30,300 調査区
調査世帯数	約455,000 世帯
調査票枚数	約1,050,000 枚
調査票ケース数	約3,400 ケース
輸送箱数	約1,600 箱

## 第4 全国消費実態調査（全国単身世帯収支実態調査を含む。）の概要

### 1 調査の概要

平成21年全国消費実態調査（全国単身世帯収支実態調査）は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を5年ごとに総合的に調査している。

調査の結果は、全国及び地域別、世帯属性別に世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などの実態を把握することにより、税制・年金・福祉政策の検討などの基礎資料として利用されているほか、地方公共団体、民間の会社、研究所あるいは労働組合などでも幅広く利用されている。

### 2 製表の概要

平成21年全国消費実態調査（全国単身世帯収支実態調査）の集計は、家計収支編、品目編、主要耐久財編、貯蓄・負債編、世帯分布編、特定世帯編、高齢者世帯編及び家計資産編に区分されている。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第4表のとおりである。

第4表 集計基本数

区 分	基 本 数
全国消費実態調査	
市町村数	
甲調査	1,003 市町村
乙調査	168 市町村
全国単身世帯収支実態調査	統計局が指示する地域
全国消費実態調査	
調査世帯数	
甲調査	
二人以上の世帯	約52,400 世帯
単身世帯	約4,400 世帯
乙調査	約670 世帯
全国単身世帯収支実態調査	約1,600 世帯
調査票枚（冊）数	
家計簿（A・B）	約167,000 冊
世帯票	約63,000 枚
耐久財等調査票	約63,000 枚
年収・貯蓄等調査票	約63,000 枚
家計簿C	約680 冊
個人収支簿	約1,000 冊
（準調査世帯名簿）	（約8,000）

## 第5 社会生活基本調査

### 1 調査の概要

社会生活基本調査（指定統計第114号）は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等のかかわりなどの実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査の結果は、男女共同参画社会及び仕事と生活の調和の推進並びに少子高齢化対策等各種行政施策のための基礎資料のほか、無償労働、ボランティア活動など学術研究分野でも広く活用されている。

### 2 製表の概要

平成23年社会生活基本調査の集計は、生活行動に関する集計、生活時間に関する集計、時間帯別集計及び平均時刻に関する集計に区分されている。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第5表のとおりである。

第5表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査区数	約6,970 調査区
調査世帯数	約83,700 世帯
調査票冊数	約196,700 冊
調査票枚数	約972,900 枚
調査票ケース数	約2,570 ケース
輸送箱数	約1,120 箱

## 第6 経済センサス - (基礎調査・活動調査) の概要

### 1 調査の概要

平成21年経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における産業や従業者規模別の基本的な構造を明らかにするとともに、商業登記簿などにより、外観からは捉えにくい事業所やオートロックマンション内の事業所などについても把握し、産業構造統計の整備を図ることを目的としている。

また、経済センサス - 活動調査では、我が国すべての企業及び事業所を対象として行われ、基礎調査で得られた情報を有効に活用して経理項目を把握することにより、企業及び事業所の活動の状態を明らかにし、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計を作成することを目的としている。

### 2 製表の概要

平成21年経済センサス - 基礎調査の集計は、速報集計、確報集計及び親会社と子会社の名寄せによる集計に区分されている。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、データ入力事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

平成21年経済センサス - 基礎調査の調査対象数等の集計基本数は、第6表のとおりである。

第6表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査区数	約250,000 調査区
調査対象事業所数 調査票甲 (民営事業所) 調査票乙 (国・地方公共団体)	約6,700,000 事業所 約190,000 事業所
調査票ケース数	約40,000 ケース
輸送箱数	約14,000 箱

## 第7 労働力調査の概要

### 1 調査の概要

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として毎月実施されている。

調査の結果は、雇用情勢の動向を表す主要指標として用いられるほか、緊急雇用創出特別奨励金の発動要件になるなど、雇用対策に用いられている。

### 2 製表の概要

労働力調査の集計は、基本集計及び詳細集計に区分されている。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、監督数チェック審査事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第7表のとおりである。

第7表 集計基本数

区 分	基 本 数
基礎調査票 調査区数	約2,900 調査区
世帯数	約40,000 世帯
調査票枚数	約40,000 枚
特定調査票 調査区数	約700 調査区
世帯数	約9,500 世帯
調査票枚数	約21,000 枚



## 第8 小売物価統計調査の概要

### 1 調査の概要

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として毎月実施されている。

調査の結果や消費者物価指数は、国や地方公共団体の経済運営の指針とされるほか、消費者行政などのための基本的な指標として利用されている。

### 2 製表の概要

小売物価統計調査の集計は、小売物価統計調査の集計と併せて、加工統計としての消費者物価指数（C P I）の作成を行っており、それぞれ速報（東京都区部）と確報（全国）に区分されている。

製表業務では、調査員がP D A（携帯情報端末）から送信した調査票データ等に関する内容検査事務、消費者物価指数用価格修正事務等を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発及びP D Aへ送信する各種情報の整備等に係る事務を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第8表のとおりである。

第8表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	167 市区町村
価格調査	約26,000 店舗・事業所
家賃調査	約25,000 借家世帯
宿泊料調査	約530 旅館・ホテル
調査品目数	約500 品目
調査銘柄数	約700 銘柄

## 第9 家計調査の概要

### 1 調査の概要

家計調査は、国民生活における家計収支の実態を明らかにすることを目的として毎月実施されている。

調査の結果は、国民経済計算の民間最終消費支出の推計、経済動向や景気動向の指標に用いられるほか、経済政策や社会政策の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

家計調査の集計は、家計収支編、貯蓄負債編、合成数値編及び準調査世帯集計に区分される。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、内容検査・符号格付事務、データチェックリスト審査事務を行い、集計体系に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第9表のとおりである。

第9表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査市町村	168 市区町村
調査単位区数 一般	1,346 調査単位区
寮・寄宿舍	12 調査単位区
調査世帯数 二人以上の世帯	約8,000 世帯
単身世帯	約700 世帯
調査票 世帯票 二人以上の世帯	約1,300 枚
単身世帯	約250 枚
家計簿 二人以上の世帯	約16,000 冊
単身世帯	約1,500 冊
年間収入調査票 二人以上の世帯	約1,300 枚
単身世帯	約250 枚
貯蓄等調査票 二人以上の世帯	約1,300 枚

## 第10 個人企業経済調査の概要

### 1 調査の概要

個人企業経済調査は、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を営む個人企業の経営実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに実施されている。

調査の結果は、国内総生産（GDP）など国の経済力の推計資料や個人企業に関する各種行政施策立案のための基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

個人企業経済調査の集計は、動向調査票による速報集計と確報集計及び構造調査票による集計に区分される。

製表業務では、調査票類の受付整理事務、入力事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第10表のとおりである。

第10表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	約190 市区町村
調査単位区数	約190 調査単位区
調査対象事業所数	約4,000 事業所

## 第11 科学技術研究調査の概要

### 1 調査の概要

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として毎年実施されている。

調査の結果は、科学技術基本計画の策定や科学技術白書といった科学技術振興に関する施策を中心に、各種行政施策のための基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

科学技術研究調査の製表業務では、郵送される調査票及びオンライン調査システムによる電子調査票の受付整理事務、入力事務、データチェック審査事務を行い、結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連する準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第11表のとおりである。

第11表 集計基本数

区 分	基 本 数
甲調査事業所数（企業等）	約13,600 法人
乙調査事業所数 （非営利団体・公的機関）	約1,100 法人及び研究機関
丙調査事業所数（大学）	約3,600 大学等

## 第12 サービス産業動向調査の概要

### 1 調査の概要

サービス産業動向調査は、我が国におけるサービス産業の事業・活動を行っている事業所・店舗・施設の基本的属性、売上高（収入額）、事業従事者数を調査し、サービス産業全体の経済活動の動向を明らかにすることにより、国内総生産（GDP）の四半期別速報値（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的としている。

### 2 製表の概要

サービス産業動向調査の集計は、速報集計と確報集計に区分される。

製表業務では、委託元から提出された調査票データ及び調査票等の調査関係書類の受付整理事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行う。併せて、これらの事務に関連する準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第12表のとおりである。

第12表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査対象事業所数	約39,000 事業所
郵送・オンライン調査 (事業従事者数10人以上の事業所)	約29,000 事業所
調査員調査 (事業従事者数10人未満の事業所)	約10,000 事業所

## 第13 家計消費状況調査の概要

### 1 調査の概要

家計消費状況調査は、家計調査を補完するものとして、家計において購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費やIT関連消費の実態を安定的に捉え、個人消費動向の一層の確かな把握に資することを目的としている。

### 2 製表の概要

家計消費状況調査の製表業務では、委託元から提出されたチェック済データについて、受付整理事務、オフコードチェック及び結果表審査事務を行う。併せて、提出されたデータの検収に係るリスト等の作成、これらの事務に関連する準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、第13表のとおりである。

第13表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査市町村数	約750 市町村
調査区数	約3,000 調査区
調査世帯数	
二人以上の世帯	約27,000 世帯
単身世帯	約3,000 世帯

## 第14 住民基本台帳人口移動報告の概要

### 1 調査の概要

住民基本台帳人口移動報告は、住民基本台帳法の規定に基づいて作成された住民基本台帳から、従前(転入前)の住所地別、男女別の転入者数を全国の市区町村から都道府県を通じて住民基本台帳ネットワークシステム等により毎月提供を受け、国内における人口移動の状況を明らかにするために集計されているものである。

報告の結果は、国や地方公共団体の行政事務や人口移動の研究分析の資料として利用されている。

### 2 製表の概要

住民基本台帳人口移動報告の製表業務では、毎月、集計された結果表の出力等を行う。





統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

## 第1 社会生活統計指標の概要

### 1 概要

社会生活統計指標は、国連で提唱された「SSDS」(System of Social and Demographic Statistics)を基にして、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、文化・スポーツ、居住、健康・医療、福祉・社会保障、安全、家計及び生活時間の13分野にわたる国民生活全般の実態を示す地域別統計データを国や地方公共団体などの統計調査結果や業務報告などの統計資料から収集・加工し、体系的に整備されているものである。

整備の結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の企画・立案の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

社会生活統計指標の製表業務では、都道府県データと市区町村データを毎年度収集し、データチェックリスト審査事務を行い、報告書用データの編成処理の集計を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

## 第2 推計人口の概要

### 1 概要

推計人口は、国勢調査の結果を基礎として、その後の人口動向を他の人口関連資料から得て、毎月推計されているものである。

推計の結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の企画・立案の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

推計人口の製表業務では、毎月1日現在の人口推計と10月1日現在の人口推計年報の集計を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 第3 事業所母集団データベースの整備（商業・法人登記簿に設立等の登記を行った法人）の概要

#### 1 概要

事業所母集団データベースの整備は、総務省が定める基準に基づき、商業・法人登記情報、及び各府省が実施する事業所・企業に関する統計調査などから得られた事業所に関する情報（名称、所在地、事業内容等）を用いて行うもので、事業所・企業データベース※（政府統計共同利用システムのサブシステムの1つ）を利用して行っている。

整備の結果は、経済センサスを始め、同データベースを利用して行う法人企業統計調査等の各種統計調査の正確かつ効率的な統計の作成に用いられるとともに、統計調査における被調査者への報告負担軽減のために用いられている。

※事業所・企業データベースは、事業所・企業を対象とする府省共通の母集団情報を整備し、各府省等に提供するとともに、各府省等が行う標本抽出の処理及び調査対象者の重複是正を支援し、各府省が実施した統計調査の調査履歴を管理しているものである。

#### 2 製表の概要

事業所母集団データベースの整備は、平成21年経済センサス - 基礎調査の調査時点（平成21年7月1日）以降の情報を母集団情報として補足するために行う。

製表業務では、商業・法人登記簿に設立等の登記を行った法人に対し、民間事業者が照会を行った結果を基に、その事業内容、従業者数等の実態を把握し、その結果を同データベースに追加情報として登録を行う。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

#### 3 集計基本数

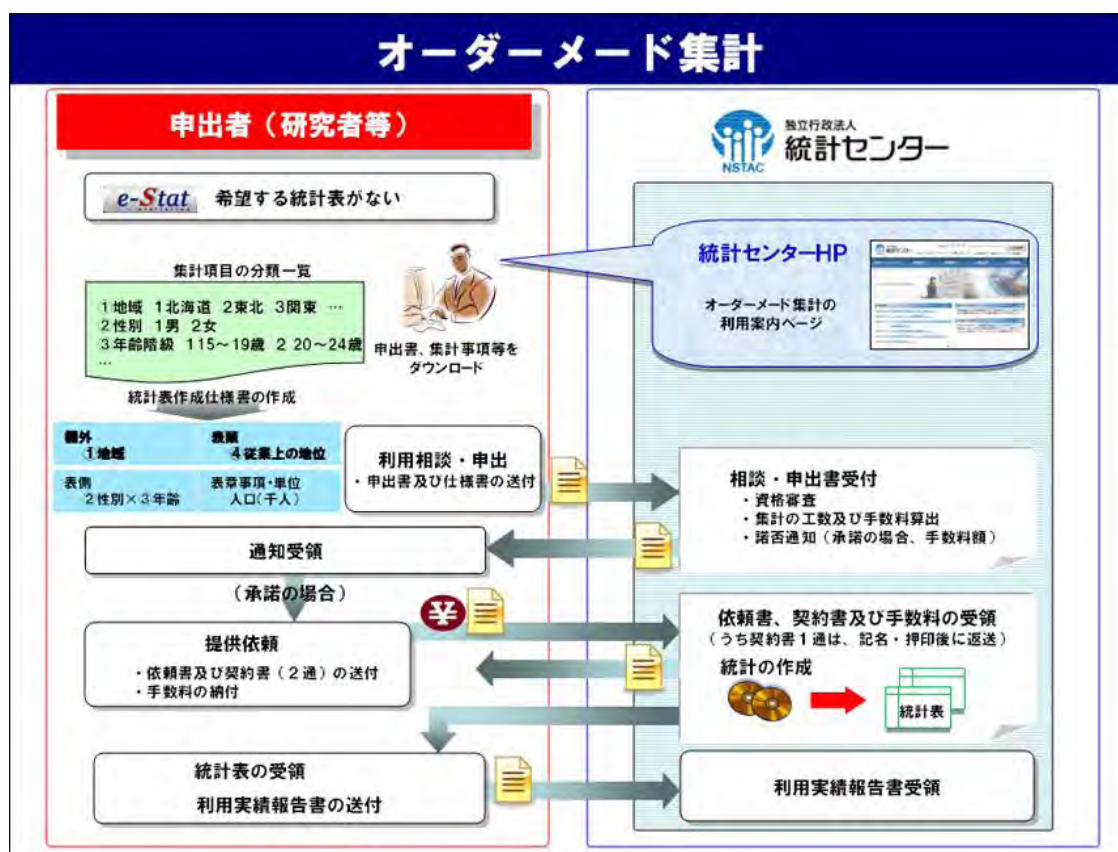
集計基本数は以下のとおりである。

区 分	基 本 数 (3か月分)
照会対象法人数	約30,000
照会票回収総数	約21,000
うち郵送照会分	約9,000
うち再郵送照会分	約6,000
うち電話照会分	約6,000

## 第4 オーダーメイド集計の概要

オーダーメイド集計は、調査実施機関から委託を受けた統計調査について、一般からの委託（オーダー）に応じ、統計センターの業務の状況を勘案しつつ受益者負担の原則の下、統計の作成等を行うものである。ただし、利用目的は「学術研究の発展に資するため」又は「高等教育の発展に資するため」の場合に限定（学術研究の目的であったとしても、個別事例研究のような個体識別を伴う研究は認められない。）される。

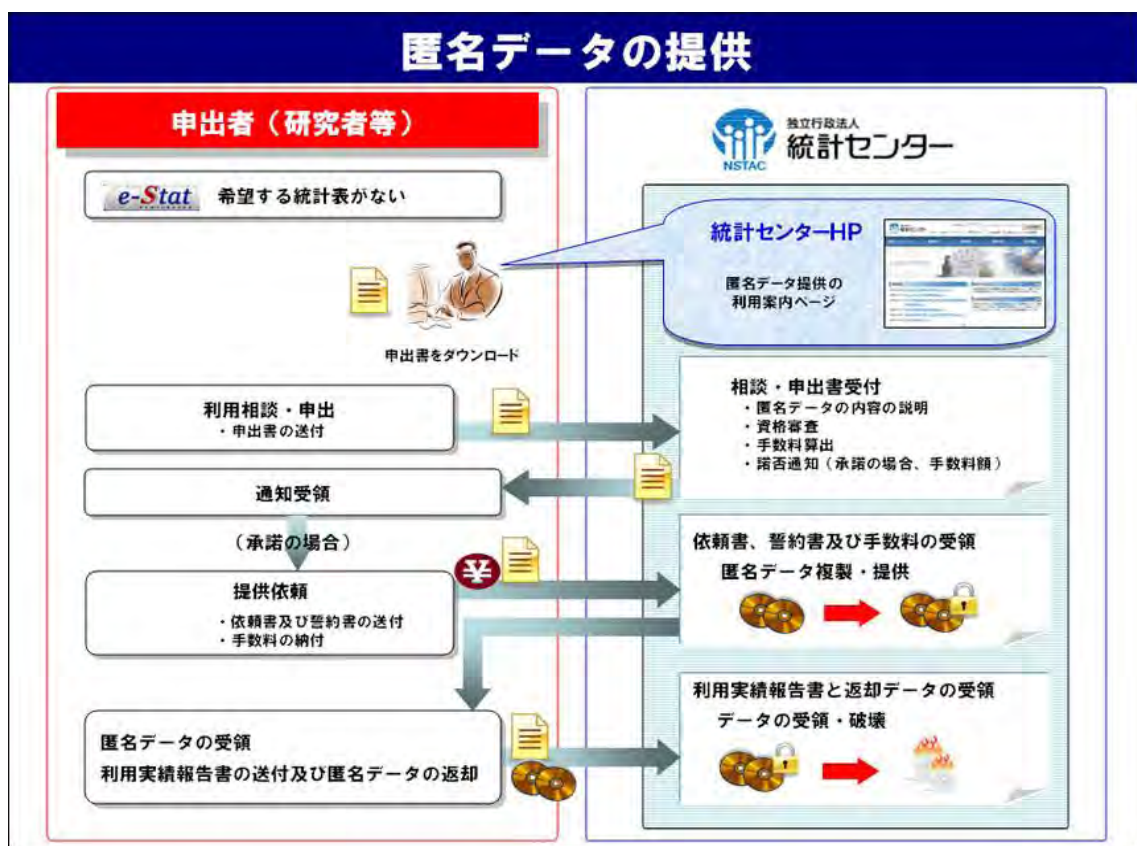
利用申出から利用実績報告書の提出までの一般的な流れを図示すると、次のとおりである。



## 第5 匿名データの作成及び提供の概要

「統計調査から得られた調査票情報について、調査客体が特定されないように加工（匿名化措置：単に氏名など個体を直接識別できる情報を削除するのみならず、個々のデータの特徴から個体が間接的に特定されることがないように、地域区分や様々な属性に関する詳細な分類区分を統合して情報を粗くしたり、特異なデータを削除したりするなどの処理）を施した」匿名データを作成している。統計センターでは、調査実施機関等からの委託を受け、作成された匿名データについて、一般からの申出に対し、受益者負担の原則の下提供している。利用目的は「学術研究の発展に資するため」又は「高等教育の発展に資するため」若しくは「国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資するため」の場合に限定（学術研究の目的であったとしても、個別事例研究のような個別識別を伴う研究は認められない。）される。また、提供された匿名データは、利用期間が終了するまでに返却する義務がある。

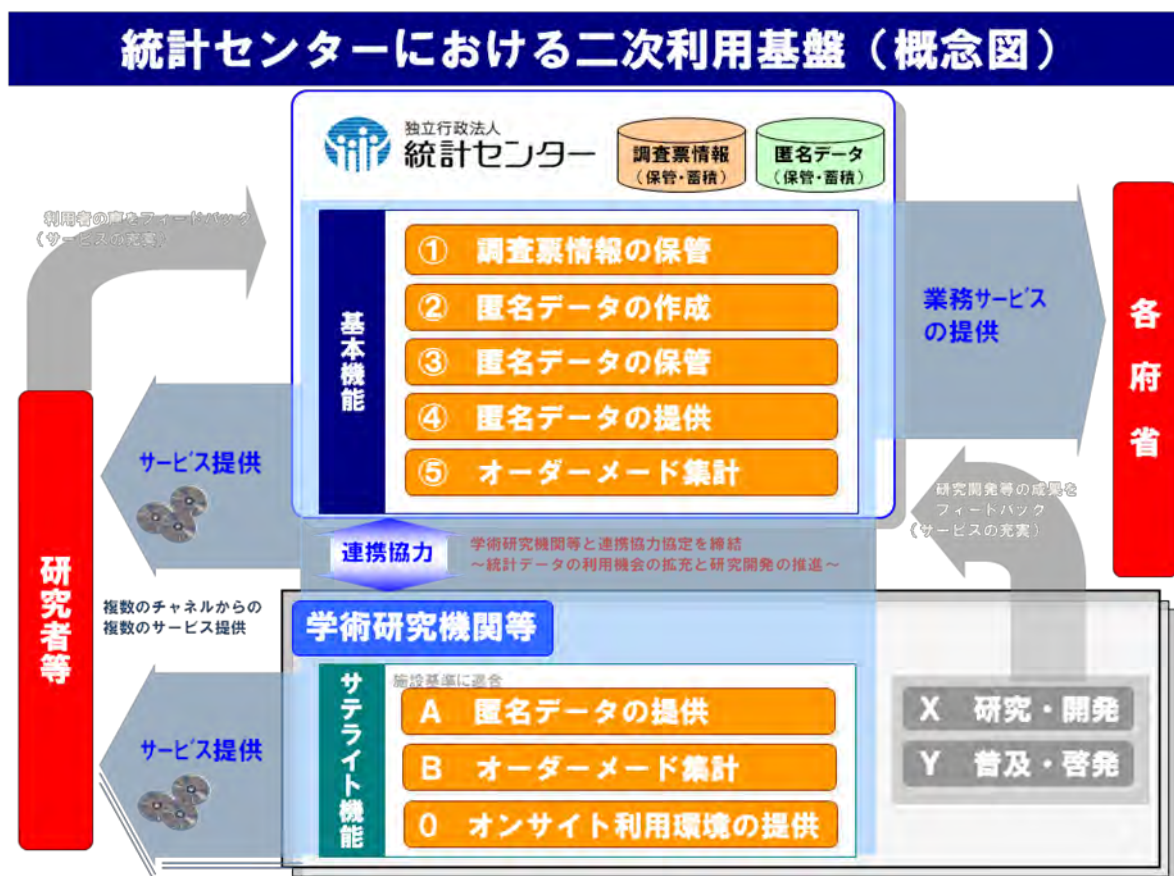
利用申出から利用実績報告書の提出、匿名データの返却までの一般的な流れを図示すると、次のとおりである。



## 第6 統計データアーカイブの運営の概要

平成 21 年 4 月に全面施行された統計法により、公的統計の二次利用のための新たな枠組みが創設され、学術研究や高等教育への利用を図るため、委託による統計の作成等の制度が発足した。公的統計の二次利用に係るサービスの効率的かつ効果的な実施を支援する観点から、統計センターでは、統計調査を実施する行政機関等からの委託を受けて、調査票情報<sup>1</sup>等の保管・蓄積、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計業務のサービスを提供する統計データアーカイブを運営している。また、学術研究機関等との連携を進めながら、サービスの充実を図っている。

統計センターにおける公的統計の二次利用に関する取組を図示すると、次のとおりである。



<sup>1</sup> 調査票情報：統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの。

## 第7 政府統計共同利用システムの運用管理の概要

政府統計共同利用システムは、統計データの検索・ダウンロードができる政府統計総合窓口（e-Stat）やオンライン調査のシステムなど、公的統計に関連する13のサブシステムで構成され、平成20年度から統計センターがその運用管理を行っている。

統計センターでは、政府統計共同利用システムの円滑な運営のために、政府共同利用システムの利用者への支援、一般国民からの問合せ対応、操作性向上のためのシステム改修・機能拡充等を行っている。

また、政府共同利用システムを構成するソフトウェア、ハードウェア及び関連する設備等の運用・保守及びインターネット、霞が関WANと接続されるネットワーク及び関係機器を対象としたセキュリティ監視を行っており、厳重な安全対策のもと24時間365日の稼働を目指している。

